

熊本県公報

号外 第19号の3
平成18年3月27日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県森林審議会規則等の一部を改正する規則	(人 事 課)	1
○熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(")	2
○熊本県ダム管理所設置規則の一部を改正する規則	(")	2
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則	(")	2
○熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則の一部を改正する規則	(")	3
○熊本県新幹線事務所設置規則の一部を改正する規則	(")	3
○熊本県天草空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則	(")	4
○熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則	(")	4
○熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(")	4
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会 計 課)	4

規 則

熊本県森林審議会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第14号

熊本県森林審議会規則等の一部を改正する規則

(熊本県森林審議会規則の一部改正)

第1条 熊本県森林審議会規則(昭和27年熊本県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「林務水産部」を「農林水産部」に改める。

(熊本県基準点測量成果の写の保管等に関する規則の一部改正)

第2条 熊本県基準点測量成果の写の保管等に関する規則(昭和32年熊本県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「写」を「写し」に、「農政部農村整備課」を「農林水産部」に改める。

第5条第2項中「写」を「写し」に、「但し」を「ただし」に、「農政部長」を「農林水産部長」に改める。

(熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例施行規則の一部改正)

第3条 熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例施行規則(昭和44年熊本県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第5条中「防災消防課」を削る。

(熊本県温泉法施行細則の一部改正)

第4条 熊本県温泉法施行細則(昭和48年熊本県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第14条中「生活衛生課」を削る。

(熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第5条 熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「環境生活部」を「総務部」に改める。

(熊本県男女共同参画審議会規則の一部改正)

第6条 熊本県男女共同参画審議会規則(平成14年熊本県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条中「環境生活部」を「総務部」に改める。

(熊本県遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則の一部改正)

第7条 熊本県遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則(平成15年熊本県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「林務水産部漁政課」を「農林水産部」に改め、「農林水産部水産課」を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第15号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和31年熊本県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1本庁の欄中「総室長」を「川辺川ダム対策監」に、「首席農政審議員
首席林務審議員
首席水産審議員」

「副総室長
政策調整監
地域政策監
医療政策監
環境政策監
労働雇用政策監
農林水産政策監
家畜衛生対策監
営繕専門監」
「首席農林水産審議員」に、「総室次長」を
「農政審議員
林政審議員
水産審議員」を「農林水産審議員」に、
「農業土木工事検査主幹
林務検査主幹
漁港工事検査主幹」を「工事検査主幹」

に改め、

「土木工事検査主幹」、「農業土木工事検査参事
林務検査参事
漁港工事検査参事」及び「土木工事検査参事」を削る。

別表第1地方出先機関の欄中「首席税務専門員」を「首席税務専門員
首席農政審議員」
審議員」を「環境生活審議員
商工審議員」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県ダム管理所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第16号

熊本県ダム管理所設置規則の一部を改正する規則
熊本県ダム管理所設置規則（昭和48年熊本県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に、「八代郡泉村」を「八代市」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第17号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則
熊本県衛生事務に関する委任規則（平成3年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号ア中「菊池郡のうち、七城町、合志町及び西合志町に所在すると畜場並びに年間処理羽数が300,000を超え、かつ、荒尾市、玉名郡南関町、鹿本郡鹿本町及び菊池郡泗水町に所在する」を「熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号。以下この号、第19号及び第27号並びに第2条において「条例」という。）別表に規定すると畜場及び」に改め、同号エ中「菊池郡のうち、七城町、合志町及び西合志町に所在すると畜場並びに年間処理羽数が300,000を超え、かつ、荒尾市、玉名郡南関町、鹿本郡鹿本町及び菊池郡泗水町に所在する」を「条例別表に規定すると畜場及び」に改め、同条第19号ウ中「菊池郡のうち、七城町、合志町及び西合志町に所在する」を「条例別表に規定する」に改め、同条第25号アからケまでを次のように改める。

ア 法第10条第1項及び第11条の規定により登録すること。

イ 法第12条の規定により登録を拒否すること。

ウ 法第13条第1項の規定により登録を更新すること。

エ 法第14条第1項及び第2項の規定による変更の届出を受理すること。

- オ 法第15条の規定により閲覧に供すること。
カ 法第16条第1項の規定による廃業等の届出を受理すること。
キ 法第17条の規定により登録を抹消すること。
ク 法第19条第1項の規定により登録を取り消し、又は業務の停止を命ずること。
ケ 法第22条第3項の規定により研修を行うこと。
第1条第25号に次のように加える。
コ 法第23条第1項及び第2項の規定により勧告すること。
サ 法第23条第3項の規定により措置を命ずること。
シ 法第24条第1項の規定により報告を求め、又は当該職員に立入検査をさせること。
ス 法第25条第1項の規定により勧告すること。
セ 法第25条第2項の規定により措置を命ずること。
ソ 法第26条第1項の規定により許可をすること。
タ 法第28条第1項の規定により変更の許可をすること。
チ 法第28条第3項の規定による変更の届出を受理すること。
ツ 法第29条の規定により許可を取り消すこと。
テ 法第32条の規定により措置を命ずること。
ト 法第33条第1項の規定により報告を求め、又は当該職員に立入検査をさせること。
第1条第27号イ中「熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号。以下この号において「条例」という。）」を「条例」に改め、同条第31号中「こと。」を「事務」に改め、同号アからコまでを次のように改める。
ア 条例第6条第1項の規定により未係留犬を捕獲させ、これを収容すること。
イ 条例第7条第1項の規定により未係留犬を引き取るべき旨の通知をすること。
ウ 条例第7条第2項の規定により公示をすること。
エ 条例第7条第3項の規定により処分をすること。
オ 条例第8条第1項の規定により野犬等の薬殺をすること。
カ 条例第8条第2項の規定により野犬等を薬殺する旨を周知させること。
キ 条例第9条の規定による緊急時の通報を受理すること。
ク 条例第10条第1項の規定による特定動物又は犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたときの届出を受理すること。
ケ 条例第11条の規定により措置命令をすること。
コ 条例第12条第1項の規定により報告を求め、及びその職員に立入調査又は質問をさせること。
第1条第31号サからタまでを削る。
第2条第1号中「菊池郡のうち、七城町、合志町及び西合志町に所在すると畜場並びに年間処理羽数が300,000を超え、かつ、荒尾市、玉名郡南関町、鹿本郡鹿本町及び菊池郡泗水町に所在する」を「条例別表に規定すると畜場及び」に改め、同号ア中「臨時検査」を「臨検検査」に改め、同条第2号中「菊池郡のうち、七城町、合志町及び西合志町に所在する」を「条例別表に規定する」に改め、同条第3号中「年間処理羽数が300,000を超え、かつ、荒尾市、玉名郡南関町、鹿本郡鹿本町及び菊池郡泗水町に所在する」を「条例別表に規定する」に改める。
附 則
1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条第25号アからケまでの改正規定、同号にコからトまでを加える改正規定、同条第31号アからコまでの改正規定及び同号サからタまでを削る改正規定は、平成18年6月1日から施行する。
2 平成18年5月31日までの間に限り、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条第2項の規定による許可に関する事務は、熊本県保健所長に委任する。

熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第18号

熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則の一部を改正する規則
熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則（平成9年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。
第1条中「建設省」を「国土交通省」に、「本渡市」を「天草市」に改める。
附 則
この規則は、平成18年3月27日から施行する。

熊本県新幹線事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第19号

熊本県新幹線事務所設置規則の一部を改正する規則
熊本県新幹線事務所設置規則（平成10年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
熊本県新幹線熊本事務所	熊本市	熊本市、八代市、水俣市、玉名市、宇土市、宇城市、下益城郡富合町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、鹿本郡植木町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町及び葦北郡津奈木町

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県天草空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第20号

熊本県天草空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則

熊本県天草空港管理事務所設置規則（平成11年熊本県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「天草郡五和町」を「天草市」に改める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第21号

熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

本則の表中熊本県公営企業管理者の項を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第22号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年熊本県規則第56号）を次のように改正する。

第6条の2第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第23号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第39条第6号中「郵便はがき」を「郵便葉書若しくはこれらに類するもの」に改める。

別表第1の1の項中
 「清水が丘学園 消費生活センター 精神保健福祉センター 消費生活センター」
 「くまもと県民交流館」を「くまもと県民交流館 消費生活センター」に改め、同表3の項中「新幹線玉名事務所」を削り、同表10の項中「芦北地域振興局」を「芦北地域振興局 環境センター」に改め、同表12の項中「本渡警察署」を「天草警察署」に改める。

別表第4知事部局の項課の欄中「政策調整課及び秘書課」を「企画課」に改め、「健康福祉政策課」の次に「、少子化対策課」を加え、「高齢者支援総室」の次に「、障害者支援総室、医療政策総室」を加え、「食の安全・消費生活課」を削り、「農政課、林務水産部

（水産振興課を除く。）の各課」を「農林水産政策課」に、「子ども家庭福祉課」を「少子化対策課」に改める。

別表第5中

消費生活センター	次長
精神保健福祉センター	次長

を

精神保健福祉センター	次長
環境センター	副館長
消費生活センター	次長

に改め、

熊本駅周辺整備事務所	用地調整課長
------------	--------

を削る。

別表第6出納員の欄中「子ども家庭福祉課」を「少子化対策課」に改める。
別表第9中「18 県立大学における教育研究奨励寄附金を原資とする交付金」を「18 放置違反金」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（12の項を改める部分に限る。）は平成18年3月27日から、別表第9の改正規定は平成18年6月1日から施行する。

